

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社小又建設（法人番号7420001011625）  
業者の住所：青森県上北郡七戸町字森ヶ沢59-4
2. 指名停止措置期間：令和7年9月18日から令和7年10月17日まで  
（1か月）
3. 指名停止措置の範囲：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県
4. 事実概要：  
上記有資格者の取締役副社長は、令和7年7月2日、猪苗代署に廃棄物処理法違反の疑いで逮捕され、同月23日に福島地検会津若松支部に廃棄物処理法違反の罪で起訴された。
5. 指名停止措置理由：  
上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため、指名停止措置を行うものである。

参考 「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2（抜粋）

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内